平成29年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	37								府省庁名 国 土 交 通 省	
対象	税目	個人	住民税 法。	人住民税	事業税	不動産取	得税 固定資	資産税	事業所税 その他(都市計画税)	
要望 項目名		都市	都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置の延長							
要望内容(概要)		急 都 酌 。	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載され、管理協定を締結した備蓄倉庫に対する固定資産税・都市計画税の特例措置(5 年間、課税標準 1/2 以上 5/6 以下の範囲内において市町村等の条例で定める割合(参酌基準 2/3)を乗じて得た額を課税標準とする)を 2 年間延長する。 (対象施設) 都市再生安全確保計画に記載され、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫							
関係	条文」	し 地:	方税法附則	§ 15 条第	36 項					J
減				(▲0)	[平	年度] -	– (▲ 2)		(*4. *** ****	
見達	<u>入額</u>		正増減収額]						(単位:百万円)	
要望	理由	ア(場	の関係者に。	はるソフ∣ 基大な人的	· / \—	で両面にわ	たる一体的な	防災対策の	リア全体の視点からの官民の連携に基づくコ の取組の促進を通じて、大規模地震が発生し 持・継続性の確保を図る。	
		į	我が国の経済	4の牽引後	となる	大都市の都	防再生が進む	りられてい	く中で、耐震性や防火性の高いオフィスビル	レが
		建	築される一方	5、都市機	能の集積	による滞	在者や来訪者	等の増加に	二対して必ずしも十分な防災対策が講じられ	て
		お	らず、早急に	こ、都市軍	耳生に当か	たって必要	となる防災対	対策を促進	していく必要がある。	
		,	こうしたこと	とから、大	規模な地	震が発生	した場合にお	ける都市国	F生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保	まを
								確保計画の	O作成等を定めた都市再生特別措置法の改正	Eを
			い平成 24 年					- با علادا	<u> </u>	- +/n
									f者等の多数の帰宅困難者が発生したが、è と人的被害の発生が予想されており、上記法	
									こへ的被害の発生がア思されてあり、工能な 、的・経済的被害等の抑制による都市機能の	
			・継続性の					の匠ノいなど		ノ小圧
								年5月24	日国土強靱化推進本部)においても、「大規	見模
		な	地震が発生し	した場合に	こおける	都市再生緊	冬急整備地域	内及び主要	駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続	売の
									策を推進する」、「首都直下地震、南海トラフ	_
								- 41.00	D対応能力を都市機能として事前に確保する ・・・・を定めた都市再生安全確保計画を作成	
							する」とされ	—		U,
									った。 ついて、都市再生安全確保計画に基づく備著	倉
		庫	等の整備を値	足進するこ	ことにより	り都市の防	災に関する	幾能を確保	する施策を講じていく必要がある。	
		本特例措置は、都市再生安全確保計画に記載され、管理協定を締結した備蓄倉庫に対して税制上の特例措置								
		講ずることにより、その整備を促進するものであり、引き続き、当該施策の推進を図るため、本特 期限を延長する必要がある。					当該施策の推進を凶るため、本特例措置の通	 自 円		
→ ===	七月1一	州	以て严政りで	が、女人)、Q	らる。					
	望に する	_								
	ず案									
								ページ	37—1	

政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減施策目的の位置付け 我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備において、優良な民間都市開発事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生全確保計画に基づき備蓄倉庫等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。 →国土強靱化アクションプラン 2014 に基づく、平成 30 年度までに都市再生安全確保計画を							
政策の において、優良な民間都市開発事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生 全確保計画に基づき備蓄倉庫等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する							
した特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域の数 : 18 地域	-						
税負担軽減措 置等の適用又 2年(平成29年度~平成30年度) は延長期間 は延長期間 2年(平成29年度~平成30年度) 1年(1年)							
合理性 おが国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備場ではいて、優良な民間都市開発事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生企業のでは、18世紀が、18世紀では、18世紀が、18世紀では、18世紀では、18世紀では、18世紀では、18世紀では、18世紀では、18世紀では、18世紀では、18世紀では、18世紀では、18世紀では、18世紀では、18世紀では、18世紀では、18世紀	主安						
現時点での都市再生安全確保計画を作成済みの地域は14地域(16計画)であり、このほか、初 再生安全確保計画を作成中の地域が3地域である。 また、今後、都市再生安全確保計画に備蓄倉庫を記載したうえで、当該備蓄倉庫所有者と自済 との間で管理協定を締結することにより本特例の適用が見込まれる備蓄倉庫は、現時点で把握するもので既に6件あり、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制にする備蓄倉庫の整備を引き続き推進するため、民間事業者に当該備蓄倉庫の整備のインセンティを与える本特例措置を延長する必要がある。	台体 でき こ資						
(適用件数) 平成 29 年度:固定資産税 0 件、都市計画税 0 件 要望の措置の 適用見込み 有 (適用事業者の範囲) 都市再生安全確保計画に記載され、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった値 倉庫を所有する者	備蓄						
性 要望の措置の							
当該要望項目 以外の税制上の 支援措置							
予算上の措置等 の要求内容 及び金額 ・災害時拠点強靭化緊急促進事業 (国土交通省、平成 29 年度概算要求額: 1.8 ・災害時拠点強靭化緊急促進事業 (国土交通省、平成 29 年度概算要求額: 30 億円)							
│ 当 │ │ 上記の予算上 │	上記の予算上の支援と本要望による税制特例を一体的に講じることにより、エリアの関係者によるハード・ソフト両面での防災対策の取組を促し、大都市の防災性向上による都市機能の維持・継続性の確保を図る。						
	الداريان						
本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備は 及び都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備 整備地域において、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載され、都定 生特別措置法に規定する管理協定を締結した備蓄倉庫に限って適用されるものであり、政策目的 達成のために的確かつ必要最低限の措置である。	緊急 市再						

税負担軽減措置等の 適用実績	(適用件数) 平成 25 年度: 固定資産税 0 件、都市計画税 0 件 平成 26 年度: 固定資産税 0 件、都市計画税 0 件 平成 27 年度: 固定資産税 0 件、都市計画税 0 件					
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績						
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	現時点での適用実績はないが、今後、管理協定を締結し、本特例の適用が見込まれる事業は 6 件であることから、民間事業者に当該備蓄倉庫の整備のインセンティブを与える本特例措置を延長し、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制に資する備蓄倉庫の整備を引き続き推進する必要がある。					
前回要望時の 達成目標	我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市開発事業を推進することにより、都市の魅力を高め、併せて都市再生安全確保計画に基づき備蓄倉庫等の整備を促進することにより都市の防災に関する機能を確保する。 →平成28年度までに都市再生安全確保計画を作成した特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域の数 : 14 地域					
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	計画作成のための基礎データの収集・分析等、都市再生安全確保計画の作成には時間を要するため、現時点での都市再生安全確保計画を作成済みの地域は14地域(16計画)であるが、都市再生安全確保計画を作成中の地域は新たに3地域ある。また、今後、都市再生安全確保計画に備蓄倉庫を記載したうえで、当該備蓄倉庫所有者と自治体との間で管理協定を締結することにより本特例の適用が見込まれる備蓄倉庫が現時点で把握できるもので既に6件あり、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制に資する備蓄倉庫の整備を引き続き推進するため、民間事業者に当該備蓄倉庫の整備のインセンティブを与える本特例措置を延長する必要がある。					
これまでの要望経緯	平成 25 年度 創設 平成 27 年度 適用期限の 2 年延長					
	ページ 37—3					